

旭東保育園ほか50園 粗大ごみ等収集運搬及び処分業務（単価契約） 仕様書

- 1 受託者は本仕様書に基づき、作業を実施するとともに本市係員の指示を受けて、誠実に業務を行うものとする。
- 2 履行場所 旭東保育園ほか50園（別紙一覧参照）
- 3 履行期間 契 約 日 ～ 令和9年3月31日
各保育園・認定こども園から事前調査票を幼保運営課でとりまとめ、業者宛に送付。
到着分について、収集の日程を園と調整のうえ実施。
期間中、概ね各園1回の実施。
- 4 業務内容 各園から排出された粗大・不燃ごみ等を収集運搬及び処理する。
（園児机・椅子、遊具・楽器、電化製品、木・木材、缶類、割れた食器・鉢など）
- 5 処分方法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、その他関係法令を遵守し、適正な処分をすること。
- 6 処理数量 予定総量 27,500 キログラム 以内
（令和7年度実績 28,470キログラム/53園）
- 7 見積価格 金額欄には、1キログラム当たりの単価（1円未満不可）を記入すること。
- 8 支払等 収集園毎の数量を合算し確定した段階において契約単価に確定数量を乗じて得た額を、請求毎合算した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
受託者は、持込施設で発行された計量証明書を添付した報告書またはマニフェストを市に提出すること。市は報告書を受理した日の翌日から5日以内に、受託者の行った受託者の行った委託業務について検査を行うものとする。
受託者は、検査に合格した後、市に対し速やかに該当収集分の委託料の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 9 その他
 - ① 産業廃棄物と一般廃棄物が混在した状態で排出される場合がありますので、その場合には適正に分別処理をすること。
 - ② 車両積込後に総量（キログラム）を計量証明事業者、または、計量証明検査を受けた計量器で計量の上、業務報告書にその計量証明書を添付すること。